

< 児童発達支援センター >

【令和7年4月1日現在】

事業所名	笑く楽	事業所番号	第1752100055号																																																												
事業の種類	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	管理者	西井 美穂																																																												
事業所の所在地	石川県かほく市秋浜へ20番地1の2	事業所の連絡先	076-283-5880																																																												
運営方針	事業所が実施する事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。 事業の実施にあたっては、利用者及び保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者や保護者の立場に立ったサービスの提供に努めます。																																																														
サービス内容	児童発達支援・放課後等デイサービス（基本的日常生活動作の訓練、集団行動への適應訓練、創作的活動、相談及び援助、送迎サービス） 保育所等訪問支援（利用者本人：集団生活の適應のための専門的な支援、訪問先施設の保育所等：支援方法等の指導）																																																														
利用定員	20名																																																														
営業日	月曜日から土曜日 ただし、祝祭日、12月31日から翌年1月3日、その他管理者が運営管理等により休業と決めた日を除く																																																														
営業時間	月曜日から金曜日 9:30～17:30 土曜日 9:00～17:00																																																														
サービス提供時間	① 児童発達支援 月曜日から金曜日 10:00～14:00 土曜日 9:00～16:30 ② 放課後等デイサービス 月曜日から金曜日 14:00～17:15 土曜日 9:00～16:30 休業日（長期休暇等） 9:30～17:15 ③ 保育所等訪問支援 月曜日から土曜日 9:30～17:15																																																														
従業者の職種、員数	管理者1名（常勤兼務）、児童発達支援管理責任者1名（常勤専従）、児童指導員1名以上、保育士1名以上、訪問支援員1名以上																																																														
事故発生時及び緊急時の対応について	①障害児通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して対応した処置を記録します。 ②障害児通所支援提供中に利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに当該利用者の家族及び主治医又は協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。 ③当事業所において、事業者の責任により、利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。																																																														
協力医療機関	なかお医院 所在地：石川県かほく市七窪ハ17番地6 診療科目：内科、消化器科、循環器科、小児科																																																														
苦情相談窓口	窓口：笑く楽 担当者：管理者 西井 美穂 連絡先：076-283-5880																																																														
第三者評価の実施状況	当事業所は、石川県福祉サービス第三者評価を受審していません。																																																														
利用料 （加算については別紙参照）	児童福祉法に規定する厚生労働省が定める費用の額 児童発達支援 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1日あたりの基本サービス料</th><th colspan="2">加 算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以上1時間半以下</td><td>1,104円</td><td>○児童指導員等加配加算（常勤専従・経験5年以上）：62円</td><td>○延長支援加算（2時間以上）：123円</td></tr> <tr> <td>1時間半超3時間以下</td><td>1,131円</td><td>○専門的支援体制加算：41円</td><td>○欠席時対応加算（月に4回まで）：94円</td></tr> <tr> <td>3時間超5時間以下</td><td>1,184円</td><td>○福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）：6円</td><td>○利用者負担上限額管理加算：150円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>○延長支援加算（30分以上1時間未満）：61円</td><td>○強度行動障害児支援加算（Ⅰ）：200円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>○延長支援加算（1時間以上2時間未満）：92円</td><td>○福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：1か月につき所定単位数×12.9%</td></tr> </tbody> </table> 放課後等デイサービス <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1日あたりの基本サービス料</th><th colspan="2">加 算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以上1時間半以下</td><td>382円</td><td>○児童指導員等加配加算（常勤専従・経験5年以上）：125円</td><td>○延長支援加算（2時間以上）：123円</td></tr> <tr> <td>1時間半超3時間以下</td><td>406円</td><td>○専門的支援体制加算：82円</td><td>○欠席時対応加算（月に4回まで）：94円</td></tr> <tr> <td>3時間超5時間以下</td><td>443円</td><td>○福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）：6円</td><td>○利用者負担上限額管理加算：150円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>○送迎加算（片道）54円</td><td>○強度行動障害児支援加算（Ⅰ）：200円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>○延長支援加算（30分以上1時間未満）：61円</td><td>○個別サポート加算（Ⅰ）：90円、Ⅱ：120円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>○延長支援加算（1時間以上2時間未満）：92円</td><td>○福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：1か月につき所定単位数×13.4%</td></tr> </tbody> </table> 保育所等訪問 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1回あたりの基本サービス料</th><th colspan="2">加 算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1,071円</td><td>○初回加算：200円</td><td>○訪問支援員特別加算（障害児支援の業務従事10年以上）：850円</td></tr> </tbody> </table>			1日あたりの基本サービス料		加 算		30分以上1時間半以下	1,104円	○児童指導員等加配加算（常勤専従・経験5年以上）：62円	○延長支援加算（2時間以上）：123円	1時間半超3時間以下	1,131円	○専門的支援体制加算：41円	○欠席時対応加算（月に4回まで）：94円	3時間超5時間以下	1,184円	○福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）：6円	○利用者負担上限額管理加算：150円			○延長支援加算（30分以上1時間未満）：61円	○強度行動障害児支援加算（Ⅰ）：200円			○延長支援加算（1時間以上2時間未満）：92円	○福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：1か月につき所定単位数×12.9%	1日あたりの基本サービス料		加 算		30分以上1時間半以下	382円	○児童指導員等加配加算（常勤専従・経験5年以上）：125円	○延長支援加算（2時間以上）：123円	1時間半超3時間以下	406円	○専門的支援体制加算：82円	○欠席時対応加算（月に4回まで）：94円	3時間超5時間以下	443円	○福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）：6円	○利用者負担上限額管理加算：150円			○送迎加算（片道）54円	○強度行動障害児支援加算（Ⅰ）：200円			○延長支援加算（30分以上1時間未満）：61円	○個別サポート加算（Ⅰ）：90円、Ⅱ：120円			○延長支援加算（1時間以上2時間未満）：92円	○福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：1か月につき所定単位数×13.4%	1回あたりの基本サービス料		加 算		1,071円		○初回加算：200円	○訪問支援員特別加算（障害児支援の業務従事10年以上）：850円
1日あたりの基本サービス料		加 算																																																													
30分以上1時間半以下	1,104円	○児童指導員等加配加算（常勤専従・経験5年以上）：62円	○延長支援加算（2時間以上）：123円																																																												
1時間半超3時間以下	1,131円	○専門的支援体制加算：41円	○欠席時対応加算（月に4回まで）：94円																																																												
3時間超5時間以下	1,184円	○福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）：6円	○利用者負担上限額管理加算：150円																																																												
		○延長支援加算（30分以上1時間未満）：61円	○強度行動障害児支援加算（Ⅰ）：200円																																																												
		○延長支援加算（1時間以上2時間未満）：92円	○福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：1か月につき所定単位数×12.9%																																																												
1日あたりの基本サービス料		加 算																																																													
30分以上1時間半以下	382円	○児童指導員等加配加算（常勤専従・経験5年以上）：125円	○延長支援加算（2時間以上）：123円																																																												
1時間半超3時間以下	406円	○専門的支援体制加算：82円	○欠席時対応加算（月に4回まで）：94円																																																												
3時間超5時間以下	443円	○福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）：6円	○利用者負担上限額管理加算：150円																																																												
		○送迎加算（片道）54円	○強度行動障害児支援加算（Ⅰ）：200円																																																												
		○延長支援加算（30分以上1時間未満）：61円	○個別サポート加算（Ⅰ）：90円、Ⅱ：120円																																																												
		○延長支援加算（1時間以上2時間未満）：92円	○福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：1か月につき所定単位数×13.4%																																																												
1回あたりの基本サービス料		加 算																																																													
1,071円		○初回加算：200円	○訪問支援員特別加算（障害児支援の業務従事10年以上）：850円																																																												
その他の費用	①食事（えくらランチ）：500円 ②おやつ：50円／回 ③行事等に関する費用 ④その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費																																																														
サービス利用に関する留意事項	○設備・器具の利用…設備・器具等をご利用の際、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただく場合があります。 また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。 ○宗教活動等…信仰、思想は自由ですが、他の利用者又はその家族に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 ○貴重品管理…保護者の責任において管理していただきます。貴重品等はお持ち込みにならないようお願いします。 ○体調不良等のサービス利用中止について…利用者の体調不良、その他の理由でサービス提供が困難と事業所が判断した場合、サービス利用を中止し、ご帰宅いただくことがあります。その際は、家族の方が責任を持って対応していただくようお願いいたします。 ○見学者等の受け入れ…当事業所では見学者等の受け入れを行っていますので、ご了承ください。																																																														